

悪質商法等による被害防止のために

★ 悪質商法の現状

悪質業者は、日々変わりゆく社会情勢を巧みに取り入れ、様々な新たな手口で皆さんの財産を狙っています。

また、従来からの訪問販売や電話勧誘販売による住宅リフォーム工事や健康食品販売などの悪質商法も依然として後を絶ちません。

特に、高齢者の方は自宅に居ることが多く、訪問販売や電話勧誘販売にかかわるトラブルに遭いやすいので十分に注意してください。



★ 被害を防止するために…

～ 購入や契約前にもう一度次のことを考えてください ～

◎ どうしても、それが必要ですか！

- ・ その金額に見合う物ですか？
- ・ 購入(契約)しなかった場合、生活に支障が生じますか？

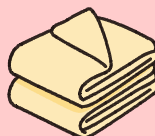


◎ その店で購入(契約)する必要がありますか！

- ・ 同じ商品を他の店(会社)と見比べましたか？

◎ 今しか契約できませんか！

- ・ 販売員に急かされていませんか？



◎ 誰かに相談しましたか？

- ・ 商品の購入を家族に話せますか？
- ・ 販売員から、「家族には内緒」と言われていませんか？

★ このような時は迷わず通報を！

110番 又は 悪質商法110番 「0120-110874」

- ◎ 断ったにもかかわらず業者が居座る
- ◎ 脅迫的な言動で商品の購入契約を結ばされた
- ◎ 購入契約を結んだが、これを解除したい
- ◎ 家族や友人から相談を受けたがどうしたらいいかわからない
- ◎ 悪質商法業者について知っている



佐世保警察署 (生活安全課)

佐世保市天満町4番18号

電話 0956-23-0110

